

相手国政府・ 相手国総務機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与額との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令第41号) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カンボジア	コンボントム上水道拡張計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	コンボントム上水道拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,271,000千円 ----- (同日)	H29.3.30 フノンペン (同日)	日本側 堀之内秀久在カンボジア大使 カンボジア側 プラック・ソコン上級大臣兼外務国 際協力大臣	H29.4.12 137号
カンボジア	バタンバン州病院改善計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	バタンバン州病院改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,453,000千円 H36.3.31まで (同日)	H29.3.30 フノンペン (同日)	日本側 堀之内秀久在カンボジア大使 カンボジア側 プラック・ソコン上級大臣兼外務国 際協力大臣	H29.4.12 138号
カンボジア	第四次フノンペン洪水防御・排水改善計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	第四次フノンペン洪水防御・排水改善計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	109,000千円 H31.8.31まで (同日)	H29.3.30 フノンペン (同日)	日本側 堀之内秀久在カンボジア大使 カンボジア側 プラック・ソコン上級大臣兼外務国 際協力大臣	H29.4.12 139号
カンボジア	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	363,000千円 H36.12.31まで (同日)	H29.7.4 フノンペン (同日)	日本側 堀之内秀久在カンボジア大使 カンボジア側 プラック・ソコン上級大臣兼外務国 際協力大臣	H29.7.13 250号
カンボジア	人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画（三年型）を実施するために必要な役務の購入	286,000千円 H35.12.31まで (同日)	H29.7.4 フノンペン (同日)	日本側 堀之内秀久在カンボジア大使 カンボジア側 プラック・ソコン上級大臣兼外務国 際協力大臣	H29.7.13 251号
カンボジア	第四次フノンペン洪水防御・排水改善計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	第四次フノンペン洪水防御・排水改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,948,000千円 H36.12.31まで (同日)	H29.8.7 東京で (同日)	日本側 堀之内秀久在カンボジア大使 カンボジア側 ライツ・ボリット外務国際協力省長	H29.8.17 292号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 と贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カンボジア	洪水多発地域における緊急橋梁架け替え計画に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	洪水多発地域における緊急橋梁架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,942,000千円 H36.12.31まで	H29.10.3 プノンペンで (同日)	日本側 堀之内秀久在カンボジア大使 カンボジア側 プラック・ソコン上級大臣兼外務国際協力大臣	H29.10.18 351号
カンボジア	教員養成大学建設計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	教員養成大学建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,170,000千円 H36.12.31まで	H29.12.20 プノンペンで (同日)	日本側 堀之内秀久在カンボジア大使 カンボジア側 プラック・ソコン上級大臣兼外務国際協力大臣	H30.1.5 3号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。